

令和7年度事業計画

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会

丹波市社協の理念

丹波市社協は、地域福祉のプロとしてプラットフォーム（※）機能を生かした支援力で地域社会に貢献します。

【スローガン】

よりそい・うけとめ・ほっとかへん

（市民に寄り添う）

（一旦受け止める）

（おせっかい焼きの気持ちで）

丹波市社協の使命

- ①私たちは、住民の声にしっかりと耳を傾け寄り添うサポーターとなります。
- ②私たちは、住民とのつながりを深め、様々なきっかけづくりから、住民主体による地域力向上をめざします。

丹波市社協職員の行動指針

- ❖私たちは、常に住民の声に耳を傾け、共に悩み・考えることで、住民一人ひとりの生活に寄り添います。
- ❖私たちは、常に自己の能力を磨き、専門性を高め発揮するとともに、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神にあふれる姿勢で取り組みます。
- ❖私たちは、自身の健康を大切にするとともに、同じ仕事に携わる仲間も大切にし、働きやすい職場づくりを進めます。
- ❖私たちは、法令と社会規範を遵守し、効果的で効率的な経営を行い健全な組織運営に努めます。

※プラットフォーム：制度だけでは解決できない地域の生活課題に対して、その解決過程に地域住民が主体的に参画できるよう支援するために必要な土台となる環境。

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会 令和7年度事業計画 目次

令和7年度事業実施方針	1
1. 法人総務事業	
(1) 法人運営基盤整備	2
(2) 職員研修	3
(3) 第5次丹波市社協地域福祉推進計画の策定	4
2. 地域福祉事業	
(1) 地域支援	5
(2) 当事者支援	6
(3) 生活困窮者支援・権利擁護	7
(4) 子育て・教育支援	8
(5) ボランティア活動・団体支援	9
(6) 情報提供・啓発活動	10
3. 介護保険事業	
(1) 高齢者介護サービス	11
(2) 障がい者（児）介護サービス	12
(3) その他の事業	12
(4) 事業所別行動目標	13
〔参考資料〕	
① 10年後のビジョン実現に向けた取組と未来予想図 （丹波市社協 地域福祉ビジョン概要版より） ・地域福祉事業 ・介護保険事業	16
② 第4次丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画 行動目標 （丹波市社協 地域福祉推進計画より）	18

令和 7 年度事業実施方針

丹波市社協は平成 16 年 11 月の発足以来、一貫して地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、これまで地域社会を支えていた「血縁」「地縁」「社縁」などが揺らぎ、発足当時では想定が難しかった新たな地域福祉の課題が顕在化し始め、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係から、地域住民や多様な主体が参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会の実現が求められるようになってきました。

また、経済基盤がぜい弱な世帯の困窮課題と、福祉活動の停滞による地域の人間関係や支えあい意識の希薄化の課題、家族・地域社会・安定した雇用とうまく結びつくことが難しい「社会的つながりが弱い人」の課題も近年見えてきています。

さらに、令和 6 年能登半島地震及び同年 9 月 20 日からの大雨（能登豪雨）への被災地支援活動として、現地災害ボラセン運営への職員派遣やボランティアバス運行等を行ってきましたが、地理的状況や高い高齢化率等により生活条件が厳しい地域での被災という視点で見た時、被災地支援に対する多くの課題が顕在化したように思われます。

令和 7 年度は「第 4 次丹波市社協地域福祉推進計画」の最終年度となります。行動目標である「気づく、はじめる、つながる」の推進に向けた各種事業の進捗評価を行いながら第 5 次計画の策定を進め、「住民主体」を貫く社協の存在意義が薄まることのないよう、各種事業を通して地域福祉の推進に取り組めます。

併せて、介護サービス事業を安定的・継続的に提供していけるよう、介護の仕事の魅力発信や I C T の活用などに取り組み、事業収益を地域福祉に還元できる経営を目指します。

1. 法人総務事業

健全な法人運営と経営を目指し、丹波市社協が抱える適正な職員配置『ひと』、施設や設備等の適正な運用『もの』、及び必要な財源の確保『かね』についての課題解決に取り組めます。

(1) 法人運営基盤整備

令和5年3月に策定した「業務改善計画」に基づき、業務の効率化を図るとともに、安定経営に必要な財源の確保に取り組めます。

① 会員制度（会費）

【取組方針】

会費の使途についてご理解いただき、納入いただけるよう自治会等へ丁寧な説明を行います。法人会費・賛助会費については継続・新規加入いただけるよう周知を行い、必要に応じて事業所を訪問します。

【取組内容】

- ・会費の使途について理解が得られるような広報活動
- ・自治会未加入世帯へのポスティングによる会費依頼

② 善意銀行の財源を活用した新たな取組 【新規】

【取組方針】

市民の方からの温かい善意の寄附金を広く市民の方に還元するため、障がい等で映画館に行きづらい子どもとその家族を映画館へ招待します。

【取組内容】

- ・バリアフリー映画上映会の開催

③ パソコン更新及びネットワーク等更改業務 【新規】

【取組方針】

パソコン更新（2年目）及びネットワークシステムを更新するとともに、管理系システムの新規導入により、職員の業務効率化やセキュリティ向上を図ります。

【取組内容】

- ・パソコン更新年次計画に基づく購入
- ・管理系システムの導入等に関する作業

④ その他の「法人運営基盤整備」事業

- ◆ 福祉大会の開催
- ◆ 善意銀行（預託、払出し）
- ◆ 第三者委員
- ◆ 福祉センター等の指定管理
- ◆ 「事務執行の適正化に向けた実行計画」取組状況の検証
- ◆ 「業務継続計画（BCP計画）」の策定

■ 取組目標

- ・法人会員、賛助会員の新規加入を 15件以上確保する。

(2) 職員研修

令和5年3月に改訂した「人材育成研修計画」に基づき、『住民の声を聴き、気づき、考え、伝え、行動する職員』の育成を目指します。また、職員の資質向上や意欲につながる研修や自己研鑽への支援を行います。

① 職員研修

【取組方針】

「人材育成研修計画」及び「事務執行の適正化に向けた実行計画」に基づき、専門的知識習得の機会を積極的に設けます。職員に対し「兵庫県福祉人材研修センター」等が主催する研修について案内を行い、受講を促します。

【取組内容】

- ・ 必須研修として、人権学習、交通安全研修、接遇研修等を実施
- ・ 社会福祉主事任用資格取得者の拡大を図る
- ・ 新規採用職員への研修を充実させる
- ・ 職員研修計画に研修受講回数目標値を掲げ、達成状況を確認
- ・ 研修受講履歴を保存し、職員個々の人材育成に反映

② 階層別・職種別研修

【取組方針】

階層別、職種別により専門的な研修を行い、職員の資質向上につなげます。

【取組内容】

- ・ 人づくり・組織づくり研修の実施
- ・ 社会福祉の動向と地域福祉研修の実施
- ・ 新規採用職員等へ文書事務等研修会の実施

③ その他の「職員研修」事業

◆ 広報研修

■ 取組目標

- ・ 職員の研修受講回数 6回 を目指す。(必須研修 3回、専門研修 3回)

(3) 第5次丹波市社協地域福祉推進計画の策定 【新規】

丹波市と協働して第5次丹波市社協地域福祉推進計画（令和8年度～令和12年度）の策定に取り組みます。

① 第5次丹波市社協地域福祉推進計画の策定 【新規】

【取組方針】

現行の「第4次丹波市社協地域福祉推進計画」が令和7年度末で終了するため、新たな第5次計画の策定について、丹波市が策定予定の「丹波市地域福祉計画」と整合したものとなるように丹波市と協働して取り組みます。

【取組内容】

- ・ 聞き取り調査の実施
- ・ 丹波市地域福祉推進計画推進協議会での検討

■ 取組目標

- ・ 計画策定のための聞き取り調査を 20 箇所以上 で実施する。

2. 地域福祉事業

いつまでも安心して暮らせる地域を目指し、市民や関係団体等がお互いに協力し、地域の福祉課題を解決に導けるよう取り組みます。

(1) 地域支援

福祉委員をはじめ、市や民生委員・児童委員等の関係者と協働し、地域での市民活動の支援や、人と人とのつながりを強める取組を支援します。

① ふれあい・いきいきサロン活動支援

【取組方針】

地域の「つどいの場」づくりを通じて、高齢者等の介護・閉じこもり予防、交流、生きがいづくりを支援します。

【取組内容】

- ・サロン開催に関する相談・助言
- ・開設準備・運営への助成金交付
- ・サロン交流会の開催（圏域・地域単位）

② 出張教室

【取組方針】

身近な地域で福祉を学ぶ機会として、企業・自治会・団体等で福祉や介護に関する教室を開催し、市民の意識の醸成を図ります。

【取組内容】

- ・地域に出向いての「ふくし教室」、「介護教室」の周知と開催

③ その他の「地域支援」事業

- ◆ 福祉委員制度の充実強化
- ◆ 福祉バザーの開催
- ◆ コミュニティカフェ、こども食堂等の運営支援
- ◆ 地域福祉推進支援事業助成金交付
- ◆ 福祉用具・備品貸出し

④ 丹波市受託事業「生活支援体制整備事業」

【取組方針】

支えあい・つながりのある地域を目指し、話し合いの場や支えあいの仕組みづくりを進めるため、丹波市と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・支えあい推進会議（第2層）の設立・運営支援
- ・丹波支えあい推進会議（第1層）の運営
- ・支えあいの地域づくりへのステップアップ 【新規】
※広域(中学校区)で共通する生活課題への勉強会等を通じて賛同者や活動者を発掘します。
- ・くらし応援隊の養成・派遣調整
- ・よろずおせっかい相談所・つながりの運営支援
- ・地域資源の発掘・マッチング 等

■ 取組目標

- ・地域の「つどいの場」への訪問を地域毎に年間で 10 箇所以上 行う。
- ・支えあいに関する話し合いの場の開催を市内で年間延べ 100 回以上 行う。

(2) 当事者支援

ひとり暮らし高齢者、ひきこもり等の社会的孤立にある方など、お困りの方への支援を行います。

① ひきこもり等社会的孤立にある方への支援

【取組方針】

専門機関とともに当事者への支援や、福祉関係者・市民への啓発を行います。

【取組内容】

- ・支援者研修会の開催
- ・関係機関・団体とのネットワークづくり
- ・就労きっかけづくりの支援・提供

② 「ほっとかへんネットワーカー」による相談支援

【取組方針】

コロナ特例貸付借受世帯への継続的な相談支援や、複雑化・複合化した問題の解決に向けた仕組みづくりを目指します。

【取組内容】

- ・日常的な相談支援
- ・家計見直し講座等の開催

③ 身寄りのない高齢者等支援に向けた調査研究 【新規】

【取組方針】

身寄りの有無や所得の多寡にかかわらず、地域で自分らしく安心して安全に暮らせることができるよう、社協の役割や取組を探るチームを社協内で部署横断的に編成し、先進地社協の取組事例等を参考にしながら実現可能な仕組みの調査研究に取り組みます。

【取組内容】

- ・調査研究チームの編成
- ・事例研修及び先進地視察
- ・実現可能な仕組みについての検討
- ・丹波市社協版のガイドライン作成に向けての研究

④ その他の「当事者支援」事業

- ◆ 団体事務支援（老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会）
- ◆ ひとり暮らし高齢者宛書状制作・発送（暑中見舞い、年賀状）

■ 取組目標

- ・就労きっかけづくりの機会を年間で 10 回以上 提供する。
- ・家計見直し講座等を年間で 2 回 開催する。
- ・身寄りのない高齢者等への取組事例を学ぶ機会を 2 回 実施する。

(3) 生活困窮者支援・権利擁護

経済的な理由等で生活に困窮されている世帯への支援や、地域で安心して自分らしく暮らすための支援を行います。

① しゃきょうたすけあいフードドライブ事業

【取組方針】

市民や企業・団体から提供いただいた食料品等を生活にお困りの世帯へお届けすることで、生活再建へ向けた支援を行います。

【取組内容】

- ・たすけあいフードドライブ（歳末たすけあい事業）
- ・常設フードドライブ
- ・企業・団体等との連携拡大

② 生活困窮者支援の全体スキームづくり

【取組方針】

福祉資金貸付、物品援助、フードドライブ、家電バンクの全体的な取り扱い基準を整備し、伴走型の支援体制の構築をめざします。

【取組内容】

- ・相談内容に対する支援方法のマニュアル整備
- ・生活困窮者等に寄り添う仕組みづくり

③ その他の「生活困窮者支援・権利擁護」事業

- ◆ 福祉資金貸付事業
- ◆ 物品援助事業
- ◆ 無料法律相談

④ 兵庫県社協受託事業「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」

【取組方針】

認知症や障がい等により判断能力に不安がある方の福祉サービス等の利用手続きや日常の金銭管理などを行い、自分らしく暮らせる生活を支えるため、兵庫県社協と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・福祉サービス等の手続き援助
- ・日常の金銭管理援助
- ・丹波市権利擁護支援センターとの連携強化

⑤ 兵庫県社協受託事業「生活福祉資金貸付事業」

【取組方針】

困窮状況に応じて生活に必要な資金貸付を行い、生活再建へ向けた支援を行うため、兵庫県社協と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・生活福祉資金の貸付相談
- ・貸付・償還に関する書類交付、受付及び確認

■ 取組目標

- ・しゃきょうたすけあいフードドライブへの協力企業・団体を 2 団体以上 増やす。

(4) 子育て・教育支援

地域の子育てを支援するとともに、子どもたちの福祉の心を育むために学校での福祉学習の取組を支援します。

① 福祉学習支援

【取組方針】

市内の小・中・高・特別支援学校の福祉学習を支援します。

【取組内容】

- ・担当教員を対象とした福祉学習研修会の開催
- ・福祉学習助成金の交付
- ・福祉学習講師派遣調整
- ・福祉学習プログラムの研究と作成

② 在宅未就学児子育て応援事業（ファミサポお試し預かりクーポン） 【新規】

【取組方針】

丹波市社協のファミリーサポートセンターを利用する在宅未就学児を対象に初回利用料を無償化し、育児や利用料金への負担を軽減するとともに、利用会員の増加を図ります。

【取組内容】

- ・関係機関や利用会員等への周知
- ・無料クーポンの発行

③ その他の「子育て・教育支援」事業

- ◆ 認定こども園助成金の交付

④ 丹波市受託事業「丹波市ファミリーサポートセンター」

【取組方針】

子育ての援助を受けたい方とお手伝いできる方が、地域で子育てを助け合う会員組織です。会員同士の交流や社会参加を促進し、子育てに関わる環境の充実を図るため、丹波市と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・一時的な子どもの預かりや送迎
- ・子育て支援講習会（年4回）、親子ふれあい交流会（年2回）の開催
- ・広報紙「ほっとあい」の発行（年4回）

⑤ 丹波市受託事業「子育て世帯訪問支援事業」 【新規】

【取組方針】

令和7年4月設置の丹波市こども家庭センターの子育て世帯訪問支援事業（要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦への訪問支援）の一部として、有償ボランティアの育成と支援のマッチングを丹波市と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・訪問支援員養成講座の開催
- ・訪問支援員の派遣

■ 取組目標

- ・福祉学習研修会への参加校を、市内全体の 80%以上 確保する。
- ・子育て支援講習会・交流会は、年間 100人以上 の参加者を得る。

(5) ボランティア活動・団体支援

ボランティア活動の相談や支援、派遣調整を行うことで、市内でのボランティア活動の育成・増進を図ります。

① 災害ボランティアの育成と活動支援 【拡充】

【取組方針】

全国各地で頻繁に災害が発生しており、過去大きな災害を経験し各地から支援を受けた丹波市においても他人事ではないため、被災地支援に活動する市民ボランティアの養成と機運を高めます。

併せて、被災地支援活動を行いたい市民の思いを後押しできるよう、支援活動助成対象を拡大し、被災地が一日でも早く復興できるための一助とします。

【取組内容】

- ・ボランティアバス運行支援
- ・災害ボランティア支援助成金の交付 【拡充】
- ・災害ボランティア養成講座・交流会 【新規】
- ・ちーたん災害サポートネットとの連携

② ボランティア養成講座の開催

【取組方針】

市民の要望と社会の要請に応えられるよう各種講座を開催するとともに、小・中・高校生がボランティア活動へ関心を持つ機会となるよう、市民ボランティアの養成を行います。

【取組内容】

- ・サマーボランティア体験教室

③ その他の「ボランティア活動・団体支援」事業

- ◆ ボランティアグループ活動助成金の交付
- ◆ ボランティアまつり開催助成金の交付
- ◆ ボランティア登録・派遣調整
- ◆ 福祉団体助成金の交付

④ 丹波市受託事業「手話奉仕員養成講座入門課程・基礎課程」

【取組方針】

市民の手話に対する理解を広げ手話を使いやすい環境にするため、丹波市と委託契約を締結して取り組みます。

【取組内容】

- ・手話奉仕員養成講座入門課程・基礎課程の開催

■ 取組目標

- ・被災地へのボランティアバス運行支援を 1回以上 行う。
- ・災害ボランティアに関する講座や交流会を 2回以上 開催する。
- ・サマーボランティア体験教室の参加者アンケートで、好評価の割合が 80%以上 を達成する。

(6) 情報提供・啓発活動

地域での支えあいの必要性や社協の活動等を広く周知すること等の取組により、市民の福祉への関心を高めるとともに意識の醸成を図ります。

① 広報紙「ふくしほっと通信」の発行

【取組方針】

市民に対し福祉に関する情報や地域活動の情報を提供し、市民の福祉意識を高めます。

【取組内容】

- ・ 奇数月（年6回発行）、全世帯配付
- ・ 広報委員会の開催

② ホームページ・SNS(フェイスブック、Instagram)の特性を活用した情報発信

【取組方針】

迅速に広く情報発信ができる特性を活かし、社協事業の案内や地域活動の情報をこまめに提供することで市民の福祉意識を高めるとともに、社協への理解促進を図ります。

【取組内容】

- ・ ホームページや SNS での情報発信
- ・ 動画での情報発信に向けた検討

③ その他の「情報提供・啓発活動」事業

- ◆ 支所通信の発行（毎月）
- ◆ ふくしほっとガイドの発行
- ◆ 丹波市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット丹波）への参加

■ 取組目標

- ・ SNS の更新を週2回以上行う。

3. 介護保険事業

市民が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、親切丁寧な相談対応、質の高い訪問サービスの提供を行いながら、信頼される事業所運営のため年2回の内部点検（法令遵守の取り組み）を継続します。

ケアマネジメントセンターは、新規採用により正規職員の割合を増やし、今後もニーズ増大が見込まれるケアプラン作成への対応を行います。

ホームヘルプセンターは、訪問介護事業と訪問入浴介護事業を一体的かつ安定的に運営します。

その他、引き続き丹波市から東部地域包括支援センター業務や障害者の一般相談支援業務を受託することにより、専門的かつ重層的な相談支援体制を整えます。

(1) 高齢者介護サービス

高齢者や要介護者（要支援）認定者を対象に、次の介護サービスを提供します。

No.	事業名(事業所)	具体的な実施内容
①	指定居宅介護支援事業 (東部・西部ケアマネジメントセンター)	要介護認定を受けた方に対し、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、自宅で生活するための目標に向け、サービスを提供する事業所等と連携して支援します。
②	指定介護予防支援事業 (東部・西部ケアマネジメントセンター)	要支援認定を受けた方に対し、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に添って、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護予防のための目標に向け、サービスを提供する事業所等と連携して支援します。
③	介護予防ケアマネジメント事業 【受託事業】 (東部・西部ケアマネジメントセンター)	地域包括支援センターからの依頼により、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより事業対象者とされた方に対し、介護支援専門員(ケアマネジャー)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に添って、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護予防のための目標に向け、サービスを提供する事業所等と連携して支援します。
④	要介護認定訪問調査事業 【受託事業】 (東部・西部ケアマネジメントセンター)	丹波市からの依頼により、介護認定申請された方に対し、介護支援専門員が認定調査員として心身の状態や介護されている状況、生活の様子などの聞き取り、作成した調査票を認定審査会に提出します。
⑤	指定訪問介護事業 (ホームヘルプセンター)	要介護認定を受けた方に対し、訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
⑥	訪問型サービスA事業 (ホームヘルプセンター)	要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより事業対象者とされた方に対し、訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
⑦	自費サービス事業 (ホームヘルプセンター)	利用者の通院時に同行し、院内の移動及び必要な情報提供などを行います。(制度外サービス)
⑧	指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)事業 (ホームヘルプセンター)	要介護(要支援)認定を受け、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対し、浴槽を積んだ入浴車で介護職員や看護職員が訪問して入浴の介護を行います。

No.	事業名(事業所)	具体的な実施内容
⑨	丹波市東部地域包括支援センター運営事業 【受託事業】	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、介護や健康、権利擁護等の相談及び支援を行います。また、介護予防事業等が包括的かつ効果的に実施されるように必要な支援を行います。

(2) 障がい者(児)介護サービス

障がい者(児)や障害支援区分認定者を対象に、次の介護サービスを提供します。

No.	事業名(事業所)	具体的な実施内容
①	特定相談支援事業 (相談支援事業所)	障害福祉サービスを必要とされる方に対し、相談支援専門員が利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行い、計画で設定した目標達に向け、サービスを提供する事業所等と連携して支援します。
②	指定居宅介護事業 (ホームヘルプセンター)	障害福祉サービスの支給決定を受けた方に対し、居宅介護従事者(ホームヘルパー)が、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
③	指定同行援護事業 (ホームヘルプセンター)	視覚障がいがあり、障害福祉サービスの支給決定を受けた方に対し、外出時の同行、移動の援護、必要な情報の提供のほか、必要に応じて排せつ、食事等の介助を行います。
④	移動支援事業 【受託事業】 (ホームヘルプセンター)	障がいのために屋外での移動等に支援が必要な方に対し、自立生活や社会参加を促すため、外出時に必要な支援を行います。
⑤	訪問入浴サービス事業 【受託事業】 (ホームヘルプセンター)	自宅の浴槽での入浴が困難な重度障がい者(児)に対し、浴槽を積んだ入浴車で介護職員や看護職員が訪問して入浴の介護を行います。

(3) その他の事業

① 介護職員初任者研修

社協内の専門職や社会福祉法人連絡協議会等の協力を得て、市内の介護人材を養成します。

② 障害者就労支援事業(受託事業)

障がい者の就労支援を目的に「ちゃれんじスペース」を運営し、就労支援事業所と協力して市役所庁内作業の受注や授産品の販売販路の拡大を進めます。

③ 障害者相談支援事業(受託事業)

障がい者(児)本人や家族等を対象に、相談支援専門員が一般的な困りごとに必要な情報の提供、助言等を行います。

(4) 事業所別行動目標

今年度事業方針及び重点推進項目を達成していくため、下記の通り各事業所の具体的な目標を定めます。

- ①…具体的な目標数値
- ②…目標数値達成のために具体的にに取り組むこと
- ③…丹波市社協地域福祉ビジョンの実現目標である「親切丁寧・安心・安全で質の高いサービス提供」や「業務改善」のために具体的にに取り組むこと

東部ケアマネジメントセンター			
収入目標額	56,832,000 円	前年度比較	9,215,000 円
具体的目標	① ケアマネ 1 人当たりの月平均担当件数 管理者：32 件、正規：37 件、嘱託：33 件、臨時：26 件 (月平均請求件数：298 件を目標とします) ② 月 1 回の定例会で担当件数を確認し、各自が目標件数達成を意識し新規利用者を受け付けていきます。業務適正化のため、業務進捗状況を計画確認担当、請求確認担当が確認します。 ③ ケアマネジメントの質の向上のため、各ケアマネが年 1 回以上研修に参加し、事業所内で共有します。週 1 回の連絡会議でケアマネ 1 名が事例を提出し、困難事例や課題について、意見交換や振り返りを行います。		

西部ケアマネジメントセンター			
収入目標額	52,376,000 円	前年度比較	10,327,000 円
具体的目標	① ケアマネ 1 人当たりの月平均担当件数 管理者：32 件、正規：37 件、嘱託：32 件、臨時：26 件 (月平均請求件数：272 件を目標とします) ② 月 1 回の定例会で目標額と実績を対比し、職員一人一人が目標数値に対する意識を持てるようにします。常に目標数値を維持できるように、各自が 1～2 件は目標件数を上回る件数を確保することを心がけます。ケアプランデータ連携システムを活用して、紙ベースでのやり取りを少なくし、業務の効率化を図ります。 ③ 多様で複雑な社会ニーズに応えていくため、ケアマネとしての資質向上を目指し、ヤングケアラーや障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する研修にも積極的に参加し、習得した知識を事業所内で共有します。また、週 1 回の連絡会議でケアマネ 1 名が事例を提出し、相互に助言や意見交換を行い、ケアマネジメント力の向上に努めます。		

ホームヘルプセンター（訪問介護・居宅介護・同行援護ほか）			
収入目標額	182,804,000 円	前年度比較	3,540,000 円
具体的目標	① ヘルパー 1 人当たりの月平均訪問回数・時間 正規：80 回 65 時間 嘱託：70 回 54 時間 登録ヘルパー：59 回 45 時間 ※月平均訪問回数 4,098 回 月平均訪問時間 3,261 時間 ② 毎月、収入等実績を職員間で共有し、目標額達成についての意識向上を図ります。今後も訪問介護の需要は増大すると考えられ人員確保は大きな課題ですが、一方で人件費にも着目して事業所運営を行います。 ③ 引き続き感染予防対策に努め、利用者の生活を支えるサービスを提供します。また、資質向上のために毎月の定例会で研修を行うとともに、外部研修にも積極的に参加して自己研鑽に励み、ヘルパーとして必要な知識を学びます。 また、虐待・ハラスメントなどの研修に職員が参加し、事業所研修会で他職員と共有し、安心して働ける職場作りに努めます。		

ホームヘルプセンター（訪問入浴介護・訪問入浴サービス）			
収入目標額	22,706,000 円	前年度比較	278,000 円
具体的目標	① 1 日あたりの月平均利用人数 6.0 人 ② 職員が数値目標を意識して業務に取り組むとともに、職員間の協力体制構築、業務効率化を進めながら、少人数サービス提供体制（3 人）については職員の身体的負担にも配慮しながら研究します。居宅介護支援事業所や各関連機関と連携を図り、信頼関係を築き、毎月 3 人の新規利用者の確保を目指します。 ③ 毎月 1 回、利用者情報の共有、業務における事故防止、業務改善について職員全員で協議し事業運営に反映します。職員の資質向上のため、年 1 回以上業務に関する研修に参加し知識、技術習得に努めます。		

相談支援事業所			
収入目標額	6,244,000 円（受託金除く）	前年度比較	578,000 円
具体的目標	① 相談員 1 人当たりの月平均請求件数 正規：15 件 嘱託：15 件 ※月平均請求件数 30 件 担当件数 正規：40 件 嘱託：40 件 ② 毎月 1 回請求前に職員間で記録のチェックを行い、報酬算定要件に基づいた方法で請求を実施するとともに、取得可能な加算を算定や新規利用者は毎月 2 件と目標を置き、事業所の安定運営をめざします。 ③ 研修は積極的に参加し、専門知識と技術力の向上を図ります。毎週 1 回伝達事や事例検討等を行い情報共有します。複合的な困難事例に対し、技術習得を図り、障害者の方・ご家族・地域などからの相談や多様なニーズに対応していきます。また、地域で生きづらさがある方の相談にのり、毎月 1 回交流会（あつまろ会）を開催します。		

東部地域包括支援センター（介護予防）			
収入目標額	8,984,000 円（補助金除く）	前年度比較	344,000 円
具体的目標	① ケアマネ 1 人当たりの月平均請求件数 正規：50 件 嘱託：45 件 ※月平均請求件数 140 件 ② ケアマネジャーが抱える課題は地域課題とも捉え、年間 6 回の支えあい推進員とのチーム会議を開催します。 ③ 地域とのつながりを大切に、ケアマネジャーが利用者と地域とのつなぎ支援の役割も担っていけるように心がけます。		

東部地域包括支援センター（地域包括）	
具体的目標	① 令和 7 年度より「丹波市重層的支援体制整備事業」（重層事業）が開始となります。それに伴い包括としての役割をしっかりと認識し事業運営を図っていきます。重層事業の 1 つであるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業では「気になる方のリスト」を作成し、訪問や声掛け率 100%を目指します。 ② 月 1 回の定例会や週 1 回のスクリーニング会議において、「気になる方リスト」の訪問や声かけの実施に漏れがないかを確認し、状態変化や支援の必要性に早く気づくことができるようにしていきます。 ③ ゆうゆうカフェやいきいき百歳体操、介護予防出前講座等を通じ、地域の声を聞くことに心がけ、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

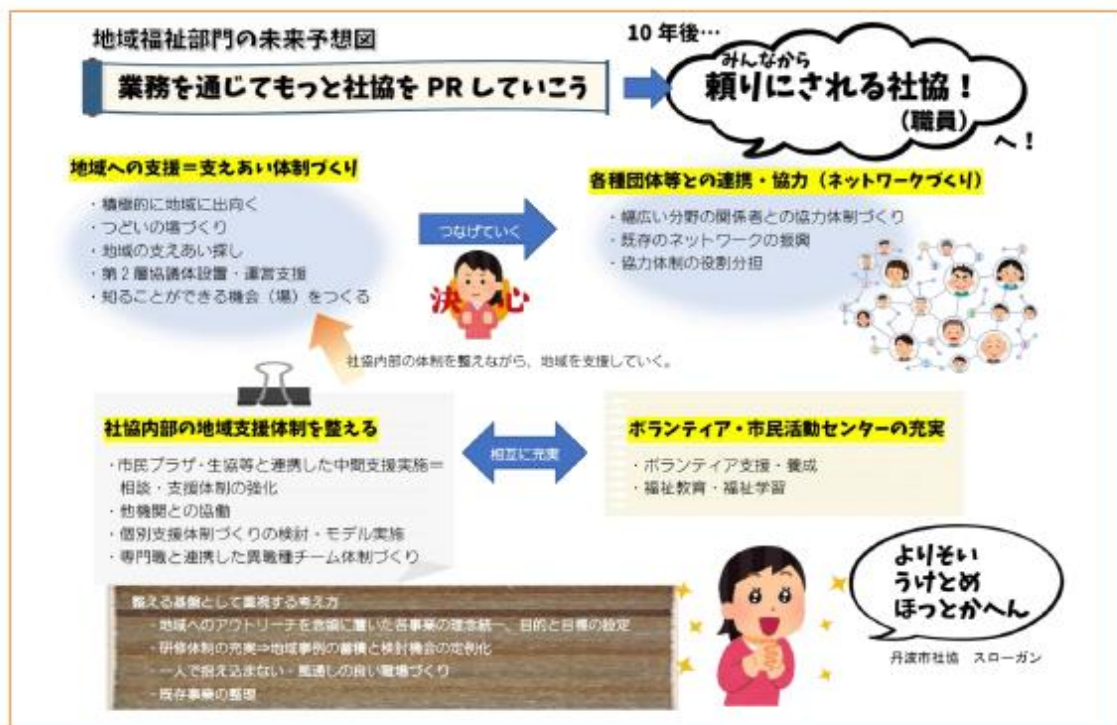
■ 10年後のビジョン実現に向けた取組と未来予想図

▽地域福祉事業

10年後のあるべき姿
(ビジョン)

「頼りにされる社協！ 頼りにされる職員！」
～ 業務を通じてもっと社協をPRしていこう ～

実現目標	具体的な取組
①社協内部の地域支援体制が整っている	・個別支援体制づくりの検討・モデル実施 ・専門職と連携した異職種チーム体制づくり ・社会的使命を達成するための社協職員の資質向上
②ボランティア・市民活動センターが充実している	・ボランティアの支援・養成 ・福祉教育・福祉学習
③地域への支援＝支えあいの体制がつくられている	・積極的に地域に出向く ・つどいの場づくり ・地域の支えあい探し ・第2層（地区）協議体設置・運営支援 ・知ることができる機会（場）をつくる
④各種団体等との連携・協力＝ネットワークがつくられている	・幅広い分野の関係者との協力体制づくり ・既存のネットワークの振興 ・協力体制の役割分担
⑤事業の整理が行われ、その時に必要な事業が展開されている	・ファミリーサポートセンターのPR ・サロン等つどい・交流の場づくり ・地域福祉推進支援事業の整理



▽介護保険事業

10年後のあるべき姿 (ビジョン)

「安心・安全で満足度の高い事業所！親切丁寧で信頼される職員！」
「地域福祉の推進に必要な自主財源を安定的に確保できる経営」
～ 在宅介護を推進し市民の暮らしを支え、収益を地域福祉の推進に還元していこう ～

実現目標	具体的な取組
①ご利用者第一！満足度＆信頼度ナンバーワン！ ②親切丁寧・安心・安全で質の高いサービスを提供し続けます！ ③経営を黒字化して事業継続するために自ら考えます！	・（居宅介護支援）若い職員の採用と円滑な世代交代 ・（訪問介護）人材（訪問介護員）を確保し、質の高いサービスを提供 ・（通所介護）経営状況・施設状況により統廃合を含め存続を検討 ・（相談支援）障がい者福祉施策の中核的な位置付けとして関係機関との連携強化 ・（訪問入浴）入浴車1台あたり3名体制による業務改善 ・（東部地域包括）高齢者福祉の中間支援機能を活かした関係機関との連携強化 ・事業所全体の経営会議を開催し、赤字経営が2年間連続の事業所について存続を含め検討し、事業方針の見直しを行う

介護保険事業部門の未来予想図

わたしたちのめざすところ

- その1 ご利用者第一！満足度＆信頼度ナンバーワン！
その2 親切丁寧・安心・安全で質の高いサービスを提供し続けます！
その3 経営を黒字化して事業継続するために自ら考えます！

わたしたちは“社協（職員）”です。市民のための組織です。
だからこそ、事業所の収益は地域福祉に活用し、市民へ還元することをめざします！



安心
安全

めざすサイクル



目標達成のための行動決意

- ❖ 誠心誠意のサービスを提供します！
- ❖ 専門職としての知識・技術を磨きます！
- ❖ 職員同士が協力し、助け合い、チームで業務に取り組みます！
- ・ コミュニケーションをしっかりとります
- ・ 多職種や地域福祉部門と連携を密にします
- ・ ご利用者も自分も仲間も大切にします

第3章 今後の取組み

1 行動目標

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービス（公助）とともに、住民の参加・参画（互助・共助）による地域の福祉力の向上が必要です。

個々の住民の考え方や生活様式が多様化している中、それぞれの価値観が尊重され、その人らしく生きるためには、お互いを認めあう気持ちが根底にあることが大切です。まずは、

- ・高齢者や子育て世帯
- ・障がいのある方
- ・生活困窮
- ・生きづらさや生活のしづらさを抱えた人
- ・だれにも相談できないで孤立している人
- ・いくつもの課題を抱えた人や世帯

など、これらの福祉課題を抱える人や世帯も地域の仲間であり、我が事のように関心を持ち、「気づくこと」からはじめます。

みんなが幸せな社会を築くためには、地域住民、市、関係機関が支えあい、助けあいの大切さを理解し、課題解決に向けて住民のできることとして支えあい、助けあいを「はじめる」ことを進めます。

その上で、住民が積極的に地域福祉の活動に参加、協力し継続する「つながり続けるまち」をめざします。

● 計画の行動目標 ●

①気づく ～お互いの存在を認めあおう～

- ・お互いを知り、地域生活課題や取り組みを知る。そして自分にできることを考える
- ・社協は地域に出向き、地域での課題を知る

②はじめる ～地域での支えあい・助けあいを進めよう～

- ・住民みんなが参加する、交流する、住民同士で企画する
- ・社協は交流するきっかけや場づくり、地域での担い手づくりのお手伝いをする

③つながる ～頼ったり頼られたりが当たり前な地域にしよう～

- ・地域生活課題の解決に向け、新たな活動をはじめたり、仕組みをつくる
- ・社協はチーム体制づくりを行い、ネットワークづくりを支援する